

東京地下鉄株式会社法案(閣法第五三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人帝都高速度交通営団を解散して東京地下鉄株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 東京地下鉄株式会社(以下「会社」という。)は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營することを目的とする株式会社とする。
- 二 会社は、鉄道事業及びこれに附帯する事業以外の事業を営むことができるものとする。
- 三 新株等の発行、代表取締役等の選定等の決議、定款の変更等の決議については、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと等について定めるものとする。
- 四 国土交通大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定めるものとする。
- 五 国土交通大臣は、新株等の発行及び利益の処分等の決議について認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。

六 所要の罰則規定を設ける。

七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、帝都高速度交通営団法の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置の規定等は、平成十六年四月一日から施行する。

八 国及び会社の成立の時に株式の譲渡を受けた地方公共団体は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、この法律の施行の状況を勘案し、できる限り速やかにこの法律の廃止、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。

九 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせるものとする。等会社の設立の手續等に関し必要な事項について定めるものとする。

十 会社は、平成十六年四月一日に成立するものとする。

十一 帝都高速度交通営団は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、会社が承継するものとする。